

## 東日本大震災による被災地から転入された方へ

下記の被災状況①～⑦に該当される方は、医療機関等の窓口での一部負担金等の支払が免除されます。

災害救助法の適用地域（東京都を除く。）や被災者生活再建支援法の適用された市町村において、

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難区域に関する指示の対象となっている方
- ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

免除の期間は、平成24年2月29日までです。（入院時食事療養費及び入院時生活療養費は、別途定める期限まで）

ただし、被災状況③の場合は、行方が明らかとなるまでとし、被災状況⑥の場合については、当該指示が解除されるまでです。

※ 原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示の対象となっていた方は、平成23年6月30日までです。

平成23年7月1日以降は、医療機関等の窓口において、「一部負担金等免除証明書」を提示しないと、負担割合に応じた一部負担金等の支払が必要になります。

免除を受けるためには、免除の申請が必要となりますので、市区町村窓口へ被災状況等をお申出ください。（免除の認定後、広域連合から「一部負担金等免除証明書」を交付します。）

※ 免除の対象となる方で、平成23年6月30日までの間に医療機関等において一部負担金等を支払った方は、一部負担金等の還付の申請を行うことができます。（平成23年7月1日以降は、「免除証明書」が手元に届いていない場合など、医療機関等に提示できなかったことがやむを得ないと認められる場合は還付を受けることができます。）

※ 保険料を納めることが困難な場合は、市区町村窓口へ御相談ください。保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〈住所〉〒060-0062 北海道札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内

〈電話〉011-290-5601 <FAX>011-210-5022

又はお住まいの市区町村窓口